

## 安全保障 3 文書の意義と課題について

真部 朗

### はじめに

2022 年 12 月 16 日に閣議決定された「国家安全保障戦略」(以下、「NSS」)、「国家防衛戦略」(以下、NDS) 及び「防衛力整備計画」(以下、DBP) は、「戦後の我が国の安全保障政策を実践面から大きく転換する」(NSS) 画期的な文書であることに疑う余地はない。ただし、これら安全保障 3 文書(以下、「3 文書」)は、我が国の安全保障に大きく寄与する一方、大転換であるが故もあり、いくつかの課題を残すものもある。本稿は、その両面に光を当てるうことにより、3 文書の等身大の姿を明らかにすることを試みるものである。

### 3 文書の意義

3 文書の意義については、記述されている個々の指針、政策、施策を含めれば相当多数に上るが、本稿では、その影響が特に長期かつ広範に及ぶと考えられるものに絞って取り上げることとしたい。

意義の第一は、我が国の安全保障に関する文書体系を確立したことである。2013 年に初めて策定された前 NSS は、画期的ではあったが、防衛に関しては、従前の「防衛計画の大綱」(以下、「大綱」) 及び「中期防衛力整備計画」の体系を維持していたため、全体としては、やや違和感の残るものであった。これに対し、今回の NSS が「我が国の防衛目標、防衛目標を達成するためのアプローチ及びその手段を包括的に示す」NDS と「我が国として保有すべき防衛力の水準を示し、その水準を達成するための中長期的な整備計画」(国家安全保障局作成「新たな 3 文書の体系の考え方」) である DBP とともに一体的に策定されたことは、文書体系の完成と評し得る。文書体系の確立は、取りも直さず我が国の安全保障政策の体系的な推進を意味している。

なお、NSS を受けて、NDS と同様に、安全保障関連とされる各分野において個別に安全保障戦略を策定すべきであるという意見があるが、例えば、「公共インフラ国家安全保障戦略」を策定することについては、公共インフラ政策全体における安全保障関連部分の大きさから見てやや無理がある。すべてが安全保障に含まれる防衛とは明らかに異なる。そのような新たな戦略文書を作るよりも、公共インフラ政策において安全保障関連と特定された政策について優先的な取組を確保することの方が重要であり、また、現実的であろう。

第二に、3 文書が基本的に戦略的思考に基づいて策定されていることも、主要な意義の一つと言えよう。戦略的思考とは、戦略目標、戦略環境、戦略の 3 要素で構成される思考様式である。特に、NSS では、「IV 我が国を取り巻く安全保障環境と我が国の安全保障上の課題」、「V 我が国の安全保障上の目標」及び「VI 我が国が優先する戦略的なアプローチ」と、思考様式は大項目レベルで明白となっている。戦略的思考は中長期的な取組に最適な思考様式であり、3 文書はいずれも今後 10 年程度を視野に入れているとしていることから、

その採用が妥当であることに疑いはない。また、米国の「国家安全保障戦略」等主要国の安全保障関連文書も基本的にこの思考様式に基づいて作成されており、その意味では、3文書は、いわば国際標準に則っていることになる。

第三に、内容面で何よりも重要な意義は、防衛力の「抜本的な」強化を掲げ、今後5年度間の防衛関係予算を従来の約1.6倍に増加させたことである。自衛隊において、GDP比1%という事実上の防衛予算上限の下で、ミサイルを含む弾火薬の購入費、施設整備費、航空機の修理費等の不足が慢性化し、その影響が近年深刻化していたことは事実である。また、極超音速ミサイルや無人機等新技術に基づく装備品の開発や配備が列国に比べて遅れ気味になっていたことも否定できない。今回、政府が、ロシアのウクライナ侵攻等による安全保障環境の著しい悪化を背景に、従来の防衛予算の制約を取り払ってこれらの問題の抜本的な改善に取り組むこととしたことは、英断以外の何物でもない。

防衛力を関連分野に拡大したこともまた、画期的である。まず、防衛生産・技術基盤を「いわば防衛力そのもの」と位置付け、防衛力をいわば垂直的に拡大したことは、極めて意義深い。元々、国営工廠を持たない我が国の防衛力は、防衛産業を欠いては文字通り一時も立ち行かない構造にある。かかる冷厳な事実を今回認めただけと言えばそれまでだが、他ならぬ「我が国の安全保障に関する最上位の政策文書」がこれを認めた意義はやはり大きい。この意義については、「防衛生産・技術基盤の維持・強化」が前 NSS でも唱えられてはいたものの所詮「防衛力を支える重要な要素」という位置付けに止まっていたことを想起すれば、明白であろう。

また、NSS が「防衛力の抜本的強化を補完し、それと不可分一体のものとして、研究開発、公共インフラ整備、サイバー安全保障、我が国及び同志国の抑止力の向上等のための国際協力の四つの分野における取組を関係省庁の枠組みの下で推進し、総合的な防衛体制を強化すること」とし、具体的に「2027 年度において、防衛力の抜本的強化とそれを補完する取組を合わせ、そのための予算水準が現在の国内総生産（GDP）の 2 % に達するよう、所要の措置を講じること」としたことも、いわば防衛力の水平的拡大として、同様に意義深いと言える。

第四に、従来指摘されている有事と平時の境目の曖昧さに加えて「軍事と非軍事の分野の境目」も曖昧との安全保障環境認識を初めて提示し、これを踏まえて安全保障関連分野を従前より拡大したことは、「我が国の安全保障に関する最上位の政策文書」たる NSS に相応しいイニシアティブと言えよう。外交と防衛のみならず総合的な国力を活用して我が国の安全保障を図るという方向性は前 NSS で既に打ち出されていたが、今次の NSS では、「我が国をシームレスに守るための取組の強化」として、サイバー安全保障、海洋安全保障、宇宙安全保障、技術、情報、国内対応、国民保護、在外邦人等の保護、エネルギー・食料等の資源について詳述されている。

これら各分野について、「サイバー安全保障分野の政策を一元的に総合調整する新たな組織」の設置、「宇宙の安全保障の分野の課題と政策を具体化させる政府の構想」の取りまと

め、「総合的な防衛体制の強化に資する科学技術の研究開発」のための「政府横断的な仕組み」の創設及び「自衛隊・海上保安庁のニーズ」に基づく「空港・港湾等の公共インフラの整備や機能を強化する政府横断的な仕組み」の創設等、政府横断的な取組を実務的に担保するための制度的な措置が記述されていることも注目に値する。これも前 NSS では見られなかった点である。

第五に、同様の文脈において、NSS が「経済安全保障政策の促進」を初めて掲げたことも特筆に値する。とりわけ、経済安全保障を「我が国の平和と安全や経済的な繁栄等の国益を経済上の措置を講じ確保すること」と初めて公式に定義し、経済を安全保障の手段と正面切って認めたことは安全保障政策の画期的な新展開と言えよう。具体的な措置については、基本的にいわゆる経済安全保障推進法の着実な実施の域に留まってはいるが、そのことは政策の新展開の意義を損なうものではない。

最後に、数少ない防衛力の運用面での意義と考えられるのは、集団的自衛権の行使の可能性を念頭に置いた表現を初めて採用したことである。NDS は、我が国の第二の防衛目標として、「我が国の平和と安全に関わる力による一方的な現状変更やその試みについて、我が国として、同盟国・同志国等と協力・連携して抑止すること」を挙げている。前大綱までは、抑止の対象は「脅威が及ぶこと」に限られていたから、NDS は明らかに抑止の対象を拡大している。「我が国の平和と安全に関わる力による一方的な現状変更やその試み」が具体的に何かは述べていないが、そのような事態を抑止するためには、法的には集団的自衛権の行使を前提とする他はない。したがって、NDS は、一方的な現状変更やその試みが生起した場合には、「あらゆる方法により、これに即応して行動し、早期に事態を收拾すること」としているが、この「あらゆる方法」には集団的自衛権の行使が含まれ得ることとなろう。今後は、力による一方的な現状変更やその試みを想定した自衛隊の計画の作成や訓練・演習の実施が、NDS という指針を得てよりスムーズに可能となるであろう。なお、今回の表現の変化を周辺諸国が認識すれば、それだけでも一定の追加的な抑止効果を期待できることから、政府としては、防衛目標に関する表現の変更を効果的に周辺諸国に伝える方策を検討すべきであろう。

### 3 文書の課題

3 文書は、我が国の安全保障政策上、極めて意欲的かつ画期的なものだが、少なからず今後の課題を残していることも否定できない。主なものは、次のとおりである。

第一は、その実現性である。3 文書がどれほど意欲的な内容を有しようとも、それが実現できなければ、絵に描いた餅でしかない。防衛力の抜本的強化は、スタンド・オフ防衛能力等 7 分野を中心とした防衛能力を 10 年程度で大幅に底上げしようというものだが、そのためには、まず前中期防の約 1.6 倍に当たる今後 5 年間の予算を基本的に現行の体制で執行しなければならない。おそらく相当な業務改革が防衛省において必要となろう。それに成功するか否かが抜本的強化実現の最初のカギを握ることになる。

また、これを「スクラップ・アンド・ビルトを徹底して、自衛隊の組織定員と装備の最適化を実施」し、(防衛力整備)「計画期間中には自衛官の定数の総計を増やさ」ないこととされているが、果たしてそのような条件の下でこのような抜本的な能力強化が本当に実行できるか、防衛省・自衛隊にとっては大きな試練であろう。なお、かかる方針の結果としてシーレーン防衛能力のような7分野以外の機能・能力に不当なしづ寄せが生じないように留意することも必要であろう。

さらに、人的基盤の強化に関する記述が物足りないのも気掛かりである。NDSは、「防衛力の中核は自衛隊員である」と力強く宣言こそしているが、記述する人的基盤の強化策は、基本的に従来の人事・教育に関する政策・施策の域を出ていない。一部に「諸外国の軍人の給与制度等を調査し、今後の自衛官の給与等の在り方について検討する」といった今後に期待を持たせる記述がないわけではないが、現時点では詳らかではない。人事・教育の問題は、一朝一夕で目覚ましい効果が出るという性質のものではないが、質・量ともに十分な隊員の確保は、防衛力の抜本的強化の実現に不可欠であり、万が一にもそれがボトルネックとならないようにすることは重要な課題であろう。

第二に、政府横断的な各種の取組の実現性も気に掛かるところである。前述のように、NSSにおいては、少なからぬ分野での新たな組織や仕組みの設置が言明されている。これらをどこまで実効的に具体化できるかが今後問われることとなる。そのためには、省庁別の縦割り行政を超える極めて強い政治的なリーダーシップが不可欠である。それを複数の分野で同時並行的に発揮していくことは決して容易ではない。政府内では、国家安全保障会議が先頭に立ち、実務的にはこれを国家安全保障局が支えていくこととなろうが、やや大仰ながら、不退転の覚悟が求められよう。

第三に、3文書に見られる戦略的思考は前述のとおり高く評価されるべきである一方、それが必ずしも徹底されていないことは、今後に課題を残すものとなっている。例えば、NSSでは、「同盟国・同志国等と連携し、国際関係における新たな均衡を、特にインド太平洋地域において実現することを我が国の安全保障上の目標の一つとしているが、「新たな均衡」とはどのような状態を指すのかが判然としない。NSSが「おおむね10年の期間を念頭に」置いているにしては、十分な具体性を欠いていると言わざるを得ない。同様のことは、「国際経済、気候変動、感染症等の地球規模問題への対応、国際的なルールの形成等の分野において多国間の協力を進め、国際社会が共存共栄できる環境を実現する」という目標にも当てはまる。このように目標が曖昧だと、10年後にそれが達成されたか否かが判定できない。判定できない方が政治的には好都合であると言えば、皮肉になろう。もちろん、逆に安易な数値目標を掲げたりすべきではないが、相当程度具体的なビジョンを示さなければ、適切な戦略目標を設定したとは言い難い。ちなみに言えば、我が国の行政実務ではしばしば毒にも薬にもならぬ「お経」と称して、政策理念や戦略目標を軽視してきたきらいがある。3文書、特に NSSには、かかる悪弊を正すための範を示すことを期待したい。政府には、今後、国会答弁等を通じて「我が国の安全保障上の目標」の足らざるところを補足していくこ

とが期待される。

第四に、前述のとおり防衛力の抜本的強化の方針自体は適切だが、その必要性の説明振りには問題なしとしない。具体的に言えば、まず、NDS は、「防衛力の整備、維持及び運用の基本指針である」大綱に代わって「我が国の防衛目標、防衛目標を達成するためのアプローチ及びその手段を包括的に示す」ものであるため、防衛力の維持及び運用に関する説明が大綱に比べて大幅に後退していることが指摘できる。大綱は、必ずしも十分ではなかったかもしれないが、「防衛力が果たすべき役割」の項において、「平時からグレーゾーンの事態への対応」、「島嶼部を含む我が国に対する攻撃への対応」等各種事態への自衛隊の対応を説明していた。これに対して、NDS は、整備すべき防衛能力の説明に終始しており、「相手の能力と新しい戦い方を踏まえ、想定される各種事態への対応について、能力評価等を通じた分析により将来の防衛力の在り方を検討してきた」としながら、結局、将来どのような事態が起り得、自衛隊はそれにどのように対処しようとしているのかについては、ほとんど説明していない。強いて挙げれば、NDS には、「2027 年度までに、我が国への侵攻が生起する場合には、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国等の支援を受けつつ、これを阻止・排除できるように防衛力を強化する。さらに、おおむね 10 年後までに、この防衛目標をより確実にするため更なる努力を行い、より早期かつ遠方で進行を阻止・排除できるように防衛力を強化する」という記述があるが、これはあくまで保有すべき能力の説明であり、また、「侵攻」の態様についても一切説明がない。これでは防衛力の運用指針とは言い難い。

それでは NDS において防衛力強化の必要性の説明がどうなっているかというと、「強力な軍事能力を持つ主体が、脅威を及ぼす意思をいつ持つにいたるかを正確に予測することは困難」であることから、「そのような主体の能力に着目」して「防衛力を整備しなければならない。また、我が国の防衛力は、科学技術の進展等に伴う新しい戦い方にも対応できるものでなければならない」という抽象的な一般論に止まっている。そして、そこから直ちにスタンド・オフ防衛能力等 7 つの重点的に整備すべき能力・機能が導かれている。本来、両者の間には「能力評価等」があり、また、「脅威を及ぼす意思」が想定されているはずだが、これらはいわばブラックボックスとして完全に秘匿されたままとなっている。確かに、このブラックボックスを全面公開するわけにはいかないことは理解できるが、それをサニタイズ（秘密部分を除去）して説明することが全くできないとは考え難い。大綱と異なる NSS の性格を理由に、防衛力整備の前提となるべき自衛隊の運用に係る想定を含め、自衛隊の運用には触れないこととしたのであれば、説明責任を十分に果たしているとは言えず、大幅な予算増を伴う防衛力整備に対して国民から十分な理解を得るには、相当な困難を伴うであろう。

同様の問題は、反撃能力についても当てはまる。確かに、周辺諸国のミサイル戦力が運用面、技術面双方で急速に向上していることは否定できない。しかしながら、我が国では、従来、日米同盟の下で、我が国に対する戦略的なミサイル攻撃は、米軍の打撃力によって対処・抑止されるとともに、米軍と自衛隊のミサイル防衛によって対処される態勢がとられてき

た。後者について言えば、元々100%確実に迎撃できるという性質のものではなく、実際上は前者による抑止・対処が及ばない場合に対処するためのものであると見るべきである。周辺諸国のミサイル戦力の向上によってこの態勢に懸念が生ずるのであれば、これまでと同様にミサイル防衛の能力を高めることによってその信頼性を維持することが基本であり、ミサイル防衛能力の向上に何らかの限界がある場合に初めて、それを補う手段として反撃能力の保有を考えるべきであろう。しかしながら、3文書においては、「既存のミサイル防衛網だけで完全に対応することは難しくなりつつある」と述べるだけで、この限界についての突っ込んだ説明はない。おそらく、前述の「能力評価等」がかかる判断の根拠にあると考えられるが、そのような説明は一切なく、反撃能力保有の必要性は判然としない。反撃能力の保有のような戦後防衛政策の歴史的な転換についての説明振りとしては、不十分と言わざるを得ない。

なお、例えば、ミサイル防衛によって十分に迎撃が可能な状況において反撃能力によって敵のミサイル基地を攻撃するような場合には、反撃能力の行使が専守防衛の原則に反する可能性がある。このため、反撃能力については、運用原則を閣議決定等の形で明らかにする必要があると考えられる。

このように、3文書、特にNDSが防衛力の運用についてほぼ完全に沈黙していることから、今後、政府には、反撃能力の保有を含む防衛力の抜本的強化の必要性等について国会答弁等を通じた丁寧な補足説明が求められよう。

第五に、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護がやや強調されすぎているように見えることに、一抹の懸念がある。NSSの特徴の一つは、自由、民主主義、基本的人権、法の支配等の普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護が強調されていることである。この点は、NSSの基調を成していると言ってよいが、具体例としては、まず、前NSSと同様にそれが「我が国の国益」とされているのみならず、「我が国の安全保障に関する基本的な原則」と一層強固に位置付けられていることが挙げられる。また、「同志国との連携」のように、「同志国」という価値観を共有することを示唆する用語が前NSSの「パートナー」に代えて頻繁に使用されていることもこの特徴を裏付けている。さらに、NSSの末尾が「我が国は、普遍的価値に基づく政策を掲げ、国際秩序の強化に向けた取組を確固たる覚悟を持って主導していく」という決意で締めくくられていることは、この特徴を象徴的に示している。しかしながら、ウクライナ戦争を通じて改めて明らかになったが、自由、民主主義等の価値は、必ずしも全世界的に普遍的価値と認められているわけではない。いわゆるグローバルサウスの大半は、その普遍性について、正面から否定はしないにせよ、内心では懐疑的とみられる。このため、我が国がこれらの価値に抱って立つことは正しいものの、それを国際場で過剰に強調することは、世界の分断を助長しかねない。また、それが「国際社会が共存共栄できる環境を実現する」(NSS)という我が国の安全保障上の目標とも矛盾するおそれがある。このようなリスクを十分に認識し、特に对外的なプレゼンテーションにおいては、普遍的価値の取り扱いは慎重に行うべきであろう。

第六に、国際経済秩序に関する NSS の認識について、少なからず疑問がある。冷戦後、世界経済においては、米国を始めとする欧米諸国の主導により、新自由主義の思想の下で、ヒト、モノ、カネが国際的に自由に行き来するグローバリゼーションの体制が確立した。ところが、この体制の恩恵を最も享受し、共産党の一党独裁体制を維持しつつ国力を急速に増大させ、その力を背景に自らに有利な国際秩序を追求し始めたのは、中国であった。その動きを看取した米国は、近年、国家安全保障の見地から、経済制裁を伴う先端技術の囲い込みや先端半導体の禁輸等の措置により、グローバリゼーション、すなわち現行の国際経済秩序の修正を図りつつある。これに、中国による対抗措置やウクライナ戦争によって加速された経済制裁の一般化等が加わり、国際経済秩序は大きく変容しつつある。これが偽らざる国際経済秩序の現状であろう。

ところが、NSS は、「自由で開かれた安定的な国際秩序は、冷戦終焉以降に世界で拡大したが、パワーバランスの歴史的变化と地政学的競争の激化に伴い、今、重大な挑戦にさらされて」おり、「普遍的価値や国際法に基づく国際秩序を維持・擁護する」ことや「開かれ安定した国際経済秩序を維持・強化し、我が国と他国が共存共栄できる国際的な環境を実現する」ことが我が国の国益としている。また、我が国の安全保障上の目標を達成するための戦略的なアプローチの一つとして、「自由、公正、公平なルールに基づく国際経済秩序の維持・強化」が挙げられている。これらの記述振りからすれば、現行の国際経済秩序が普遍的価値を共有しない国家によって一方的に挑戦を受けており、これに対して既成秩序を維持・擁護することが必要となっているというのが NSS の基本認識のように見える。厳密に言えば NSS が維持・強化すべきとしている「開かれ安定した国際経済秩序」の具体的な意味内容によるものの、なぜ NSS が国際経済秩序をこのような善悪二元論的な単純な捉え方をしているのか、理解に苦しむと言わざるを得ない。

加えて、NSS 自身が実は自らの認識を信じてはいないのではないかと疑わせる記述振りが、理解をさらに困難にしている。NSS は、前述のように「自由、公正、公平なルールに基づく国際経済秩序の維持・強化」として「世界貿易機関（WTO）を中心とした多角的貿易体制の維持・強化」等を唱える一方で、「自主的な経済的繁栄を実現するための経済安全保障政策の促進」を謳っている。経済安全保障は、「経済的手段を通じた様々な脅威が存在していることを踏まえ」たやむを得ないものではあるが、それによって目指すところの「我が国の自立性の向上、技術等に関する我が国の優位性、不可欠性の確保等」が「開かれ安定した国際経済秩序」の維持・強化に当然に資するとは言い難い。むしろ、このような方向性は、国家間の対抗措置の連鎖を生み、国際経済の不安定化につながりかねない。しかしながら、このように相矛盾しかねない方策を同時に追求することについての整合的な説明は見当たらない。

結局、NSS が何故国際経済秩序について前述のようなステレオタイプ然とした認識を掲げているのかは判然としないが、いずれにせよ、安全保障と経済の間の緊張関係の高まりによって変容しつつある国際経済秩序の動向を的確に把握するとともに、その中にあって「安

全保障と経済成長の好循環を実現する」(NSS) という我が国の安全保障上の目標を達成するための整合的な戦略を構築することが、NSSに残された課題の一つと考えられる。

内容面での最後に、外交に関する NSS の物足りなさに触れておきたい。言うまでもなく、外交は、防衛と並んで安全保障の柱である。この点は、前述のように安全保障の範囲が拡大しても変わらない。ところが、NSSにおいては、外交に関する記述の量こそ多いが、その内容にはほとんど新味がない。新機軸と言えるのは、「ODA とは別に、同志国との安全保障上の能力・抑止力の向上を目的として、同志国に対して、装備品・物資の提供やインフラ整等を行う」としたこと位である。しかしながら、例えば、我が国の防衛力の抜本的強化が万が一にも地域の軍備競争を引き起こすことがないように、地域の軍備の透明性促進や軍備管理推進にむけたイニシアティブを新たに打ち出すといった新政策を展開する余地がないとは考え難い。「戦後の我が国の安全保障政策を実践面から大きく転換する」(NSS) に相応しい外交政策の強化も今後の課題であろう。

3 文書については、以上のような内容についてのみならず策定プロセスについても課題がある。岸田内閣は、発足早々に、3 文書の前身である国家安全保障戦略（2013 年）等を改定する方針を明らかにし、所要の検討を進めた。具体的には、内閣官房において、2022 年 1 月から「新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換」が実施され、計 17 回の概要が公表された。また、9 月から「国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議」が設けられ、11 月に報告書が取り纏められた。こうした有識者の意見を踏まえ、3 文書の閣議決定が行われるに至った。これが今回の 3 文書策定プロセスである。

しかしながら、このプロセスからは、有識者の知見を参考とし、それによって文書の政治的な正当性を高めようという意図が感じられる一方、国民的な議論の機会を積極的に提供しようという考えは乏しいように見える。今回のプロセスに代えて、例えば、有識者会議を設置し、1 年以上の時間をかけて主要な論点について議論を重ね、その議論の内容を逐次公表していくという手順を踏むのであれば、政府がそのような機会を提供したと言い得るであろう。安全保障が全国民の生命・身体・財産に関わる国家の最重要課題であることに鑑みれば、重要な安全保障問題についてそのような機会を提供することは、たとえ実際に国民的な議論が盛んにならないとしても、政府の最小限の責任であろう。ましてや、その政策体系の最上位の文書等の策定であれば、予め主要な論点を提示し、国民一人一人が考え、議論する機会を提供することは必須と言うべきであろう。将来の 3 文書改定の際には、より適切な策定プロセスを期待したい。

## おわりに

NSS が「本戦略に基づく戦略的な指針と施策」は、「我が国の安全保障に関する基本的な原則を維持しつつ、戦後の我が国の安全保障政策を実践面から大きく転換するものである」と述べているのは、控えめな表現かもしれない。少なくとも、3 文書が今回打ち出した反撃能力の保有や経済安全保障の導入は、我が国の安全保障政策史上の分水嶺を成すと言って

よいものだからである。こうした大転換が強力なリーダーシップの所産であったことに疑いはない。今後は、そのようなリーダーシップが3文書の実行に発揮される必要がある。また、反撃能力の保有等3文書に示された新たな政策・施策の多くは、効果的である反面、使い方を誤ると自らを傷つけかねない危険を孕んでいることを十分認識し、賢明に推進していく必要がある。この意味で、政府には、今後一層の強力かつ賢明なリーダーシップを期待したい。